

平成30年度雪対策におけるシェアリングエコノミー活用検討業務 に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

雪対策における既存共助の補完事業として、地域の助け合いや地元企業による地域支援を促進する連携の枠組みを検討するものである。

本業務は、連携の枠組みの一つとして、総務省所管事業である「シェアリングエコノミー活用推進事業」を活用し、雪対策に資する地域資源を多くの人と共有して利用することで、積雪寒冷地における官民・地域による共助の活性化と地域課題である間口除雪の解決を効果的に行なうための仕組みについて検討するものである。

※ 間口除雪とは、道路通行の確保にあたり重機による機械除雪を行なった時に各家庭の間口に寄せられた雪を居住者自らが敷地外に出るためにさらに除雪を行うこと。

(2) 業務名

平成30年度雪対策におけるシェアリングエコノミー活用検討業務

(3) 業務内容

「平成30年度雪対策におけるシェアリングエコノミー活用検討業務仕様書」に記載しているとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から平成31年2月28日まで

(5) 本業務において、提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

- ・地域課題である間口除雪における持続可能な事業モデルの検討における着目点について
- ・資源提供者（シーズ）と利用者（ニーズ）とのマッチングにおける留意点について

2. 業務に要する費用（事業費限度額）

6,850,000円（税込み）

なお、参考見積書の合計金額（税込み）が、業務に要する費用（事業費限度額）を超過した場合は失格とします。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者。共同提案の場合はすべての提案者。）は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

- (1) 公告の日から候補者特定の日までの間に、弘前市建設業者等指名停止要領による

指名停止を受けていないこと。

また、弘前市競争入札参加資格者名簿に未登録の場合は、当該要領に掲げる指名停止要件に該当しないこと。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：平成30年7月12日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。
提出先メールアドレス：smart-city@city.hirosaki.lg.jp
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日：平成30年7月17日（火）
- (4) 回答方法：市ホームページに掲載

5. 参加表明手続

プロポーザルに参加意思のある場合は、次のとおり書類を提出してください。

- (1) 提出書類：各1部
 - ① 参加意思表明書（様式2-1）
 - ② 登記簿謄本又は履歴（現在）事項全部証明書
 - ③ 財務諸表等の写し
 - ④ 直近年度の国税（法人税と消費税及び地方消費税）、市税（法人市民税と固定資産税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
なお、市税については、弘前市内に事業所等がある場合のみ提出。

※注意事項

- ・複数社による共同提案の場合にあつては、代表事業者を明確にしたうえで様式2-2により提出種類①を連名で作成し、提出書類②～④を全ての提案者について提出すること。
- ・弘前市競争入札参加資格者名簿に登録されている法人については、②～④の書類の提出を省略することができる。

- (2) 提出期限：平成30年7月19日（木）午後5時とする。
- (3) 提出場所：弘前市役所新館3階 スマートシティ推進室

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付時間は午前8時30分から午後5時までとする。(土曜、日曜日及び祝日を除く。)

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

(5) 参加資格の通知

参加資格審査の結果は、参加表明者にファックスで通知する。

6. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式3) 原本1部

※複数社による共同提案の場合にあっては、代表事業者を明確にしたうえで、業務実施体制回答書および企画提案書提出届(様式3)を連名で作成して提出すること。

② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本6部

※注意事項

- ・ア～コの原本には社名を記載してください。
- ・ア～コの副本には社名や社名のわかるロゴ等を一切記載しないでください。
- ・複数社による共同提案の場合は、ア～オをすべての提案者について提出すること。
- ・提案者が特定される記述は避けること。
- ・共同提案の場合は、各社の役割分担を明確にすること。

ア 会社概要(様式4)

イ 技術者の概要(様式5)

ウ 業務実績調書(様式6)

エ 担当者調書(様式7)

オ 担当責任者の経歴及び実績等調書(様式8)

カ 再委託調書(様式9) ※再委託する場合のみ

キ 業務の実施方針(様式10)

ク 工程表(様式11)

ケ 評価テーマに対する提案(様式12)

コ 参考見積書(任意様式)

※注意事項

- ・事業費限度額内とすること。
- ・複数社による共同提案の場合は、提案者毎の事業費を明確にすること。

(2) 提出期限等

①提出期限：平成30年7月30日（月）午後5時まで（必着）

②提出場所：弘前市役所新館3階 スマートシティ推進室

③提出方法：持参又は郵送によること。

持参の場合の受付時間は午前8時30分から午後5時までとする。

（土曜、日曜日及び祝日を除く。）

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

④提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

7. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 審査（書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記8(1)～(5)で示す審査基準に基づいて審査するとともに、企画提案についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、高い評価を得た提案者を選考します。

また、審査は参加者名を伏せ、参加意思表明書の受付順に実施します。

※実施日：平成30年8月9日（木）【予定】

ただし、参加事業者が7者以上となった場合は、選考方法を次のとおりとします。

①第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等により、書類審査により6者を選定し、第二次審査参加者とする。なお、審査は「平成30年度雪対策におけるシェアリングエコノミー活用検討業務プロポーザル評価基準」のうち、「①」～「③」の項目により実施する。

②第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第二次審査参加事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査委員会（審査委員6名）において、「平成30年度雪対策におけるシェアリングエコノミー活用検討業務プロポーザル評価基準」により評価及び採点を行い、合計点数が最も高い参加事業者を受託候補者として選定する。

(2) 注意事項

- ・プレゼンテーション及びヒアリングでは、社名を名乗らないでください。
- ・日時及び場所、説明時間等については、別途通知します。
- ・審査に使用する説明資料は事前に提出した資料のみとし追加資料は認めません。

(3) 審査結果の通知

審査結果を書面により通知するほか、最も評価が高かった事業者を受託候補

者としてホームページで公表します。

8. 審査基準

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

- (1) 業務の実施体制
- (2) 業務の実施方針
- (3) 評価テーマに対する提案内容
- (4) ヒアリング
- (5) 参考見積書

9. 日程

公示	平成30年6月29日
質問受付締切	平成30年7月12日 午後5時まで
質問回答	平成30年7月17日
参加意思表明書の受付締切	平成30年7月19日 午後5時まで
参加資格審査結果の通知	平成30年7月19日 (予定)
(企画提案書等の提出要請)	
企画提案書等受付締切	平成30年7月30日 午後5時まで
※参加事業者が7者以上になった場合は、第一次審査(書類審査)を行う。	
審査	平成30年8月9日 (予定)
審査の結果通知・公表	平成30年8月10日 (予定)
契約締結	平成30年 8月中旬 (予定)
業務開始	平成30年 8月中旬 (予定)

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書記載額が事業費限度額を超過した場合

11. 契約

候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約

の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとします。

12. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の担当技術者は、原則として変更できないものとします。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、弘前市と協議のうえ決定するものとします。

- (6) 提出された企画提案書等について、弘前市情報公開条例（平成18年弘前市条例第19号）の規定による請求があった場合は、企画提案書等を作成した方に対し、意見書を提出する機会を与えるものとします。

なお、本プロポーザルの候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。

- (7) やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと市が認めるときは、中止又は取り消すことがあります。この場合において、プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- (8) 応募者が一者のみの場合でも、提案書の書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとします。

13. 担当部署（提出・問合せ先）

弘前市都市環境部スマートシティ推進室 担当：長尾、樋口

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

電話番号 0172-35-1111（内線405）

FAX番号 0172-38-5866

E-mail smart-city@city.hirosaki.lg.jp

平成30年度雪対策におけるシェアリングエコノミー活用検討業務
プロポーザル評価基準

評価項目	評価の視点		基準点	評価点
① 業務の実施体制	実施体制、配置予定者および業務実績等は妥当か。		10	
	市内に本店又は支店・営業所を有している事業者による提案、又は共同提案となっている。※		5	
② 業務の実施方針	理解度	業務の目的等について十分理解し、また業務に取り組む上での考え方は妥当か。	20	
	実施手順	業務の実施手順、スケジュールは適切であるか。	15	
③ 評価テーマに対する提案内容	評価テーマ1	提案の内容は地域の特徴を踏まえ、効果的なものであるか。	10	
		地域課題を的確に捉え、実現性の高い提案内容となっているか。	10	
	評価テーマ2	提案の内容は地域の特徴を踏まえ、効果的なものであるか。	10	
		地域課題を的確に捉え、実現性の高い提案内容となっているか。	10	
④ ヒアリング	ヒアリング内容に対して的確に対応しているか。		10	
⑤ 参考見積	見積内容、見積額が妥当か。 提案業務の内容に対して見積もりが不適切な場合には特定しない。		数値化しない	
合計			100	

評価	A	B	C	D	E
	非常に優れている	優れている	標準的である	劣っている	不可又は記載なし
換算値	1.0	0.8	0.6	0.4	0.0

評価点 = 基準点 × 換算値

※市内に本店又は支店・営業所を有している事業者による提案、又は市内に本店又は支店・営業所を有している事業者との共同提案の場合は評価点を5点とし、それ以外については0点とします。

< 注意事項 >

- ・基準点を60点とし、評価点（全審査委員の評価点の合計の平均点）が基準点を満たす場合のみ、当該応募者を最優秀提案者とします。（満たさない場合は、該当なし。）
- ・評価点が高点の場合は、参考見積が安価な応募者を最優秀提案者とします。